

桶川市消防団交付金交付要綱

平成14年4月25日市長決裁

(目的)

第1条 桶川市は、桶川市消防団（以下「消防団」という。）の円滑な運営及び消防団員（以下「団員」という。）の福利厚生を推進を図るため、予算の範囲内で必要な措置を行うことを目的とする。

(交付金の対象)

第2条 交付金は、消防団がおこなう次に掲げる事業に要する経費に対して交付することができる。

- (1) 役員会議、総会等消防団の運営に関する会議に要する経費
- (2) 公的機関が実施する大会等に出場するために臨時的に要する経費
- (3) 団本部、分団育成に要する経費
- (4) 団員の福利厚生に要する経費
- (5) その他消防団活動にかかる事業のうち市長が必要と認めた事業に要する経費

(交付額)

第3条 交付金の額は、当該年度の予算を超えない金額とする。

(交付金の申請)

第4条 消防団は、交付金の交付を受けようとする場合、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 様式第1号の交付金交付申請書
- (2) 当該年度の消防団の事業計画及び収入支出予算書

(交付金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、第2条に規定する事業に係る経費に該当するときは、申請者に様式第2号の交付金交付決定通知書を交付するものとする。

(完了実績報告)

第6条 交付決定を受けたものは、当該年度の翌年の5月31日までに様式第3号の完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収入支出決算書

(その他必要な事項)

第7条 この交付金の目的を達成することにもないその他必要な事項については、消防団と協議し、別途市長が定めることができる。

附 則

1 この要綱は、市長の決裁のあった日から施行する。